

平成27年松本市議会第1回臨時会
『議案提案説明』

[27.5.18(月) AM10:00]

ただいま上程されました議案についてご説明を申し上げます。

本日提案申しあげました議案は、財産の取得、並びに処分の各1件、専決処分の報告7件の合計9件となっております。

まず初めに、財産につきましては、松本城南・西外堀復元事業用地を取得しようとするもの、並びに新松本工業団地用地を処分しようとするものでございます。

次に、緊急を要し、地方自治法第179条の規定により、去る3月31日付けで専決処分いたしました、市税条例、及び国民健康保険税条例の改正、並びに去る3月25日付けで専決処分いたしました、平成26年度一般会計補正予算ほか4件の補正予算を、ご報告申しあげております。

それでは、平成26年度一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

これは、緊急やむを得ない理由により、補正措置が必要となりました経費を中心に編成いたしました。

補正予算の規模といたしましては、一般会計で、4億7,139万円の追加、特別会計では、簡易水道事業特別会計等の4会計で、522万円の追加となり、全会計の補正額は、

4億7,661万円の追加、補正後の予算規模は、1,702億9,719万円で、前年同期に対し7億3,941万円の増となっております。

一般会計における補正の主な内容を申し上げますと、歳出では、除融雪経費の追加、3,566万円や、スポーツ施設整備基金積立金の追加、4億629万円を、歳入では、特別交付税の交付額の決定に伴い、2億4,011万円を追加計上しております。

そのほか、議案以外のものとしたしましては、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告8件を報告いたしております。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明を申しあげましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、監査委員の選任につきましては、後刻上程をされました際にご説明を申し上げます。

(以上)